

3.5.3 災害時におけるライフライン事業者・利用者の対応に関する実態調査

(1) 業務の内容

(a) 業務の目的

本研究では、過去の災害事例におけるライフライン事業者および利用者の現場レベルの視点で見た被害の拡大プロセスと、その被害への対応プロセスの実態を調査し、被害波及構造の解明・シミュレーション、都市機能の維持・早期復旧戦略の策定上考慮すべき前提条件を明らかにする。

(b) 平成20年度業務目的

昨年度に引き続き、ライフライン事業者および利用者の現場レベルにおける災害対応の実態のエスノグラフィー調査を行う。本年度は特に、過去の災害を事例として、道路の啓開、ライフラインの復旧、家屋の解体・補修等、復旧期において道路交通網に対し負荷をかけるような活動を中心にその実態を調査する。その結果に基づき、道路を始めとした各種ライフラインの復旧計画や、災害救助法における応急修理制度、災害廃棄物処理等の被災地の復旧支援制度の申請締め切り時期の設定が、その後の申請受付業務、業者による工事量の時間変化、工事に伴う交通量の時間変化等に、どのような影響を与えうるかの分析を行い、過度に都市機能を低下させないための復旧・復興戦略のあり方を提案する。

(c) 担当者

所属機関	役職	氏名	メールアドレス
富士常葉大学大学院環境防災研究科	准教授	高島正典	

(2) 平成20年度の成果

(a) 業務の要約

本業務では、過去の災害事例におけるライフライン事業者および利用者の現場レベルの視点で見た被害の拡大プロセスと、その被害への対応プロセスの実態を調査し、被害波及構造の解明・シミュレーション、都市機能の維持・早期復旧戦略の策定上考慮すべき前提条件を明らかにする。以下に5ヵ年計画の2年目である本年の業務の実績を述べる。

昨年度に引き続き、ライフライン事業者および利用者の現場レベルにおける災害対応の実態のエスノグラフィー調査を行った。本年度は特に、過去の災害を事例として、復旧期において道路交通網に対し負荷をかけるような生活再建支援業務を中心に下記の業務担当者、住民に対してインタビュー調査を実施した。

- ・災害救助法に基づく住宅応急修理業務
- ・災害廃棄物処理支援業務
- ・災害救助法に基づく住宅応急修理制度利用世帯
- ・建築業者（補修、解体、新築）

これらのインタビュー調査から、首都圏直下地震のような大規模災害においては、災害救助法において工事完了期限が原則1ヶ月と定められている応急修理制度の完了報告書提出の締切設定が、行政の応急修理制度への対応業務の集中、限られた建築業者への応急修理工事の集中、域外

業者の流入、工事価格の高騰を左右し、ひいては、市中の工事車両の集中を招きうることが確認された。この結果を踏まえ、災害救助法における応急修理制度、災害廃棄物処理等の被災地の復旧支援制度の申請締め切り時期の設定が、その後の申請受付業務、業者による工事量の時間変化、被災地内に流入する車両数等に与える影響を分析するための簡易モデルを構築した。このモデルを用いることで、応急修理の期限の設定によって、業務量、工事量、車両数の集中をどの程度軽減できるかを検討できる。また、他の災害廃棄物処理支援等の現物支給で期限が定められている支援についても同様のモデルを構築することで、過度に都市機能を低下させないための総合的な復旧・復興戦略のあり方を提案することが可能となる。

(b) 業務の成果

1) 復旧期において道路交通網に対し負荷をかけうる生活再建支援業務に関する実態調査

平成 19 年能登半島地震を事例として、復旧期において道路交通網に対し負荷をかけるような生活再建支援業務を中心に下記の業務担当者、住民に対してインタビュー調査を実施した。

- ・災害救助法に基づく住宅応急修理業務
- ・災害廃棄物処理支援業務
- ・災害救助法に基づく住宅応急修理制度利用世帯
- ・建築業者（補修、解体、新築）

以下、各インタビュー毎に、現行の応急修理制度、災害廃棄物処理支援等の支援制度が業者、住民、行政、道路交通網にどのような負荷をかけるのか、その要因を抽出した。

なお、以下のインタビュー抄録のインタビュー対象者のプロフィールを下表に示す。

表 1 インタビュー抄録中のインタビュー対象者のプロフィール

	抄録中のイニシャル	立場	復旧期に道路交通網に負荷をかける生活再建支援業務との関係
1	T 氏	行政職員	災害救助法に基づく住宅応急修理制度の担当者
2	S 氏	行政職員	災害廃棄物処理支援制度の担当者
3	N 氏	住民	災害救助法に基づく住宅応急修理制度の利用者
4	I 氏	建築業者	災害救助法に基づく住宅応急修理を実施した業者

a) 災害救助法に基づく住宅応急修理業務

応急修理業務に関する事前知識

[T 氏]時間がたつごとに、ひどい被害があったということで、そのとき建設課でしたから、支援の中に応急修理というのがあるというのが分かって、住宅をやっていたから、おまえ、応急修理しろよという話になったという格好でした。応急修理なんて分からない。何が応急修理なのかということで、あのとき、県の住宅の連中に「何、それ？」と聞きました。行き来があったから、応急修理は地震災害があって、応急の修理をやるという説明を聞いて、それから支援の方と一緒に動き始めたという感じです。でも、本当に何が応急修理なのか全く分かりませんでした。聞いていて、「ふーん」という感じから始まりました。そのうちに業者が何かして、せんならんたら、ああたたらこうたら、こいつら何を言っているんだという思いでした。応急修理は所定の期限内に

済ませないといけないわ、応急修理の対象となるかは被害認定の結果によるのだとか、初めて聞く話がたくさん出てきて。県の方とどのように実務を進めればいいのか、何百件も出てきたらどうするのかという話は、メールや電話でしょっちゅうしていました。

応急修理制度の広報

[T 氏]最初のころは、応急修理への申請は、出てこなかった。それで、広報や各区長あてに、文書で案内していきました。あまりにも出てこなかったから、再三、文書を出したような気がします。区長には、「そういう人がいませんか」ということで。そして、ある程度進んだら、ばたばたと出てきた感じでした。

応急修理制度の業者向け説明会

[T 氏]業者ですが、うちの建設関係のところにはすぐ案内したけれど、結局、彼らも分からないのです。「何それ？（自分に関係あるの?）」ということで、業者さんも説明会にあまり来ませんでした。

説明会における県、近隣自治体との連携

[T 氏]うちも分からないし、出てくるたびに県の方に「こんな申請だけど、これでOKか」というのを常に連絡を取り合って、申請はしました。県も分からなかったら、国に聞いたり、こっちの方に来ていた、輪島が入っていた長岡市の人たちと、「こんなのはどうなのですか」とか、聞いたりしました。あとは、輪島の宇羅さんともどんな格好で申請するかとかという話はしました。宇羅さんうちの建設連中のリストとかを欲しいといったやり取りもしました。どこの業者が輪島市、穴水町どちらの説明会に行くか分からないからですからね。来たときにとということで、私ももらったり、連中にもあげたりしました。そういう感じで進んでいき、

制度の周知の難しさ

[T 氏]申請が遅いのでそういうことが出るのであって、壊れた直後に直せばそうでもないだろうけど。でも、被災した人たちは、応急修理が何だとか分からないと思うよ。制度自体が分からない。どうしようかという人もいたのでしょうね。女の人一人ならいいか、というのもあったのではないかな。あと、周りの人から聞いて、直すというのもあったと思います。制度自体がよく分かっていたいなかったと思う。分からないですよ、本当に。役場に来れば、そういう制度もあるよという話もしますが。だから私に言わせれば、被災した人も、何でもない、来ればよかったんです。「どうしようか」と来ればよかったと思います。支援も最高額 400 万円だったか、何百万円とあって、制限がありましたね。「駄目だった」という話を聞けば、「私も駄目だ」と思って、来ない人もいたかもしれないし。ですから、そのところがちょっと分からない。

完了報告期限の延長

[T 氏]3カ月だったかな、6月、4、5、6、7月末だったかな、それで1カ月延びましたよね。そのときも、うちサイドではもう出てこなかったのです、その応急修理は。でも輪島はまだ残っていたということで、確か一月延びたのです。そこで最後に2～3件出てきたのかな。

現物支給の説明

[T氏] でも結局、うちの説明不足だったのか、それは把握できないのですが、業者へ行くでしょう、その50万円は。あれは自分のところへくると思っている人がいたらしいのです。ですから、そのときは業者へこの50万円は行くのですよという説明だったのですが、ちょっと2~3、そういう方はいました。

修理対象箇所の説明

[T氏] 「華美の修理はできないのですよ」と言っても、「何で駄目なんだ」という話もありましたが、「現状復帰」だという話で、「それは、今生活するための修理です」という説明をしました。

応急修理制度の上限額に対する誤解

[T氏] 「これだけしか直せない」という頭の人もありました。つまり、50万円よりも小さい額で申請されている人もいました。「そんなのしなくていいよ」という話はしましたが、「直せるところだけ直せよ」と。そういう方が、2~3人いました。応急修理だと思って、本当に。まあ、それが応急修理だとは思いますが。「お父さん、本当にここだけか？」と聞くと、「まだほかにもあるけど」「いいよ、そのまま直せばいいよ」と。うちは50万円しか出さないがという話で。できないし。あとは、支援の方で、対応できるものはしてもらえればいいと話で。50万円なんて少ないですから。玄関先のサッシを4枚、全部壊れていれば、それだけで、20~30万円いったりしますし、50万円なんて少ないような気はします。そういう言い方はあれかもしれないけど、50万円で何ができると言っても、何もできないですよ。

工事単価の問題

[T氏] 単価というのは、全く分からないですよ。ですから、全部、県でした。見積もりが出てくれば、県の方にその時点でファックスして、見てもらいました。標準単価なんて見たこともないし、分からないし。建設課にいましたけど、建設とかしたことはない。積算とか、したことない。あとは町営住宅の管理をしていましたから。全く建設に関しては素人より悪い。だから、余計な子だったのです、私は(笑)。見ることすら分からないから、県にファックスして、これで合っているかと。ほかの町村の連中は一級建築士か何か知りませんが、そんな連中が見たと思います。私は何か資格を持っているわけではないし、その点は楽でした。出るたびに、ファックスを送って、「見ておいて。駄目なら駄目と教えて」と。「OKだよ」「ほんなら」と。駄目なら駄目で、業者を呼んで、「直して」と(笑)。だから、私は本当に苦労はない(笑)。ぱっと見て、人夫賃くらいなら、違うなとか、そういった簡単なことならば分かりますが、何平米×何平米で幾らと言われても、私にはそれが妥当な金額なのかどうかは分かりません。単価表を見ることも知りませんし。自慢ではないですが(笑)。その点に関しては私は楽でした。おんぶに抱っこでした。

工事対象箇所の適否の確認作業

[T氏] これが適用範囲内かどうかについても、対象外と対象内と、丸を付けるところがあつたでしょう。あれは私を対象だろうな、これは対象じゃないだろう、という話を業者と先にして、県へ送りました。業者もこれが対象なのかどうか分からないのです。それで、持ってきたときに、「何で書いてないの？」という「分からないから」と。それで、2人で見て、「きっと対象だろう」、「いけるだろう」とか、「これはOKだ」とか言いながら、説明書を読んで記入したのです。

しかし、あやふやな丸の付け方ではありました。それを県が見て「駄目だな」とか「いいでしょう」とか県が決めたのです。書類はすぐ電話した。ファックスして、すぐに電話して、原本を見ながらすぐ。担当の方がいないときはしつこく電話して（笑）。だって、分からないし。一応、対象だと思っはするけれど、対象でなければかわいそうだし。でも、大概、対象でした。何百万円と出してくるのですから。それは心配しなかったけれど、もしも違っていたときにね、対象にしたということで……。それで50万円になるように丸を付けて、ファックスしたらすぐに電話して、その場でOKをもらう。全く分からないときは、「今から送るからね」と言いながらだーつと流しました。捕まえておいて。

工事対象箇所の適否の確認における県との連携

住民からでも、分からないような（質問が）来るでしょう。即、電話しました。H君に（笑）。「H君」と言っは、電話しました。そういう覚えがあります。分からないときは、「H君」と言っは。だって、時間を置けば、申請した人たちも不安に思ったりもするだろうし。相談者の目の前で「県に電話するわ」と言っは、県に電話するところを見せておいて、いなければいなくて「また後で電話します」という答えも返されます。うちだけで「さあ」と言っはいても、来た人が不安です。だから、パフォーマンスか何か分からないけれど、一応、県へ。そうすれば、来た人も「ああ、対応してくれているな」と安心ですよ。しているかしていないか分からないでしょう（笑）。でも、それはしました。県には電話しました。分からないことは。だって、分からないですから。県に電話して、県も分からなかったら、国に聞いたりして、「回答は後で言いますよ」と言っはました。担当者がいなければ、いないと言っは、「また聞いて連絡します」と言っはば、安心ですよ。 「分からん」と言っはたら不安でしょう。分からなければ分からないで、「今から県に聞くわ」と言っはば、目の前ですのですから、話を聞きに来た人に対してはいいかなと思っはました。あやふやな返事はうちは返されないと思っはますし。穴水は何も分からないからと思っはてくれたのかもしれないし。出なければ出ないと思っはす。「教えてくれと言っはてるじゃないか」とよく言っはました。ですから、その点は私は楽だったといっはば、楽だった。あまり中身までよく分からないでいて、そういう請求ができたといっはば、県のおかげです。H君にすれば、「いやー・・・」と思っはたかもしれませんが、私にすればH君さままでした（笑）。でも、ほかにいなかったのでしょうか。だから見てくれたんでしょ。私みたいに、出てきたら県にファックスするといっは市町村がなかったのではないかな。だから見てくれたのではないかな。これが全市町村が送れば、大変なことになるが。

応急修理と本格修理の違い

[T氏] 応急修理をかけても応急は応急です。屋根が壊れているのに、一部しか直せないとかですから、やはり直す場合は二度手間ですよ。ですから、私もあのやり方にはクエスチョンでした。直すのであれば、徹底的に直してやれた方がいいと思っはますけど。あまりかけると、「それは応急修理か」って言われますよね。でも直す人にしてみれば、1回直すのであれば、ぱたぱたと直して住みやすいものにした方がいいと思っはすのですが、そこがちょっと分からないところでした。大工さんも全体を直すといっはば大変なかもしれませんが、お金を出す方にしてみれば、1回で済むところを2回もといっは思っはありました。直す人も、どうせ50万円入ってくるのであれば、それと合わせてどーんと直したいと思っはすのですが。その方が、住む人にはいいのではないかとい

う思いはありました。

業者の不足

[T氏]業者は混んでいました。やっぱり大きなところへみんな頼みますから。期間も短いのです。だから、そうなると大きなところで一人頭5～6件。一人大工なら1件持てばいいかな、2件はきついかなくらいで。だから、期間が済んだら、その時点で一度精算をしないかという話をしました。終わっていなくても。その50万円を超えていればOKだよと。だから、中途半端で50万円を超えたのは数件ありました。やはり期間内に済まないということで。済まなくてもいいよ、50万円の仕事さえ、申請の個所さえ直していればいいよという話をしました。そうしないと、きっちり直すまで待っていれば・・・。

工事完了報告書の作成の負荷

[T氏]依頼主がきちっとした話で、大きな建設会社の連中は、うちの説明会を聞いていますから、最後はこんな請求書で写真もきっちり付けなければ駄目だという話をしていますから。あとは、個人の大工さんみたいのが。依頼者にぼんと写真をやって「はい」みたいな感じでした。こんな書類なんて書いたことない人が書かないといけないのですよ。それも酷な話だと思います。60歳、70歳の大工さんに、書けといっても書けないよね。あれはA4の見積書や整備書でしたね。だから、A3に拡大コピーしました(笑)、小さいから。「おれは書かれん」という人もいました。「こんなもん、行数が・・・」と言って、「じゃあ、大きいのにするから書いてきて」と。そういう人もいました。ですから、あのおりに書かないといけないと思っているのです。1cmなら1cmのマスの中に書かないといけないと思っている。だから、それは勝手に作っていいよと言っても、それも作れない。業者に関しては、あれはちょっとかわいそうかなと。大きいところなら、ぱたぱたと自分で様式を作ればいいのだから。だから、見積書を書いてきて、「これを請求書に直せばいいよ」と言ったら、見積書のままで、二線引いて、請求書に。まあいいか、と思ってそうしましたが。「あんた、これで合ってるのか」と聞いたら、「間違いない」と言う。見積もりと請求が何も変わらないところもいっぱいありました。依頼主もはんこを押して確認しているのだし、うちも写真を見て、「ああ、直した、直した」という話ですから。中には、直した大工さんもいました。請求書のときは見積もりと平米数が違っていたと言って直す大工さんも何人かいましたが、ほとんどは見積もりイコール請求みたいな格好でした。それもいいのかなと。

応急修理業務が完了した時期

[T氏] 秋くらいには済んだと思ったのですから。イベントが10月14日でしょう。うちは観光だから、牛まつりのイベント。その前にはきっと終わっていたような気がします。そういう記憶が、秋時分がないから。ただ、「支払いが済んだか」という電話は、たまにあったような気がします。

b) 災害廃棄物処理支援業務

災害廃棄物処理支援に関する事前知識

[S氏] もともと、ごみ係だったのです。住民課はその当時、男性は課長と私と2人だけだった

のです。地震が起きたときは、もう2日目から、まずごみ集めです。一人ではできないですから、主に車両室と、もう一つは、その当時、真名井がつぶれてしまったので、その職員とずっとやっていたね。最初のうちは、何からやればいいか分からないですから、ごみ集めからなのですけれども、そのうち車にも乗ってられないというか、いろいろ対応するものがありますので、職員にお願いして集めて、あとは何をしていたかな。分からないままに1日終わるといふ。ごみ処理センターは一部組合なのです。ですから、私たちは町が小さいものだから、穴水町自体ではごみ処理をするのに規模が小さすぎると。それで、旧門前町さんと一部組合を作りましてごみの処理をしていたのです。ですから、あそこは一部組合の職員です。向こうは向こうですごいごみが入ってきましたので、向こうも徹夜状態で処理をしていましたので、向こうがこちらに来て手伝ってくれるということは、ちょっと考えにくい。

仮置き場の設定

[S氏]やはり、悪臭とか、近所の人が、10トンで搬出するときの振動とかですね。あと、私が一番心配したのは火災ですよ。仮置き場の基準を超えるぐらいの高さになっていましたので。発火したらもう消せないでしょうね、きっとね。それはやはり心配はしましたね。想像以上に高かったですね。でもあのスペースがあったから町うちは早く片付きましたからね。1日に十何回往復できましたので。ほとんどが2km以内なのです。10kmを超えてしまうと、車で運ぶというのも何回もできないのですけれども、本当にピストンでできましたので、解体といふか除去に関してのスピードは速い人で1日。1日というのは初期ですけどね。本当に、まだ私たちが立ち上がる前の話なのですけれども、1日ぐらいでやってしまったところがありますね。先ほど言いました、分別をしっかりしてからやってくださいよとなってから、1日というのはないですけどね、最初ががしゃんとつぶして、そのまま運ぶという形で。最初に解体されたおうちの方というのは、家も傾いていますし、瓦を分別してくれ、あれを分別してくれといふのは言えませんでした。余震等もありましたしね。近隣の方も「早くどけてくれ」といふことは言っていたみたいですし、隣の家によしかかっているような状態で、解体が進んで、結構ありました。

制度の対象の決定

[S氏] どこまで町で見えてあげて、どこまで自分でやってもらうかという部分は私たちが判断するものではないですから。上層部でないと、そのような決定はできないでしょう。私たちはただ燃えるものか燃えないものかで出していただければ、それでその当時は良かったのです。家屋に関してはどこまで判断できるかといふのは分かりませんでしたので、最初の方は燃えるか燃えないで出していただけっていました。

業者さんとの話し合い

[S氏] 業者をすべて1カ所に集めるといふのは難しいので、ヒアリングという形で日と時間を設定しまして、個別的にヒアリングをやらせていただきました。1社ずつ来ていただきまして、町が事業でやるのに対して、お金をもう業者さんはもらっているわけです。即金払いみたいに支払われていますので、町の事業としてやらせていただくので、頂いた金は町が払った時点で返していただきたいと。そして、町の基準単価を示させていただいて、協力をお願い。もう一つは廃対法に触れてしまうので簡単な説明。収集運搬の説明と法順守をお願い。あとはそれに伴う収集

運搬の申請。これも全部、県が作っていただいたので、それにのっとるような形で。町の委託に関しては収集運搬の許可は要らないのですけれども、委託の申請をしていただいたのです。収集運搬業務に関しては、産廃は大概業者さんが持っているところも結構あったかと思うのですけれども、これは一般廃棄物ですので、一般廃棄物は許可は要らないのですけれども、やはり町が委託するということで、保険とかですね。もちろん、入ってない車はないのですけれども、あと、今回ですと仮置き場まで、それ以外の所には降ろさないでほしいとか、そういう文面を書いたものと、お願いと。委託に関しては、本当に町が委託をするので、許可も何も要らないのですが、当たり前のことをお願いしただけなのです。後々あったら困るので。

近隣自治体との連携

[S氏]そうですね。分からないところは輪島に聞きましたね。最初に走っているから、不都合なところが分かるわけですよ。ですから、先ほど、「面積が違うときどうするの」と聞けば、こうするのよと。「現地へ行って、ポール立てをして写真を撮るんだ」と。「ああ、そう」とか。結局、証拠写真が必要ではないですか。だから、ある程度、現地を測るだけではなくて、写真を撮らないと、最後に何もなくなった所で、なくなった所で写真を撮りに行っているのですけれども、ある程度は角々が残っているような所で、形跡だけでも撮っておけばという話でしたね、輪島さんは。輪島はスタッフが1人しかいないと言いながら、環境課ですので、結構スタッフはいるのですよ。ですからつぶす前に結構写真は撮っていたのです。もう一つは、あそこは先に県が入っていますから、立ち上げのときに説明なりして、結構、基礎ができてからかかっている、入っているのですよ。補助対象にならなくても何か走ったような形で。ですから割と基礎ができています。業者さんに通達を出して始まっているような形なのですから、そこがうちとの違いかな。

運搬単価の設定

[S氏] データとしては誰のごみを誰が何トン車で何台という、それしかない。それが逆に幸いして、後々は楽だったのかなと。私たちは重さというものを量っていませんから、集計量としては楽だったのかなと。楽というのは、4トン車で、いっぱい積んで6割か7割しか重さにならないのですよ。廃材などは4トン車いっぱい積んでも、多分1トンか1.5トン、その程度なのです。基礎部分になるコンクリートなどは車体というか、高さぐらいで大体4トンなのですから、木材だともものすごく軽くて、私たちが査定を受けたときも、6掛けとか8掛けの重さで、4トンだから4トン積めるのではなくて、大体4トン車で2点幾つとか、数字は忘れちゃったけれども、それだけしか積みませんよということです。4トン車ですと何台ぐらい材木がありますので、それで廃棄物が（これだけ）あるかなということです。そうすると、今度はトン数で決めた方は4トンで10回運んで初めて5トンとか、6トンとかそういうようになってしまうのです。重さで単価を決められると、最終的に業者さんに払う段階になると苦しいものがあったみたいです。

全壊以外の家屋の災害廃棄物の処理

[S氏] 基本的に、県と国の交渉で、家屋解体というのは、どこの災害でも解体というのは認められませんよね。その代わり、分別して置いておいたものを運ぶというのは認めているわけなのですよね。ですから、分別して置いておいて役所が運搬するという。まあ、理論というか、県は国との交渉でそういうふうにされているので。あとの搬出は国が補助を出していますよ。能登

半島地震に関してはというのはおかしいですけど、そこでまず、駄目なものは1回分別して置いてしまうと。分別作業して四つの置き場に置いてしまい、それを運搬するという形です。

工事費用の確定の難しさ

[S 氏] 町が全部やるよというような通知を出したのが、多分5月の後半です。ということは、それまでに解体の半分以上終わっているわけなのです。先ほど言いましたように、町うちなんか早いうちに、3日ぐらいあれば、最初入って、瓦下ろしてという段階を踏んでいくと3日かかるか、かからないでなくなってしまうのです。そうしていくと、4月1日なら4月1日にさかのぼって町が契約させていただかないとならないのですけれど、最初は個人と会社、解体業者と契約をしているのです。ですから、見積書は個人からは出してはいただいているのですけれども、見積書を真に受けるというか、私どもは査定を受けるもので、青天井でそのとおりにお出しするわけにはいかないので、私たちは一件一件の設計は組めないで、平米数と運搬、距離、除去に使用した重機の大きさ、運搬に使用した運搬車両の大きさ。もう一つは、除去等に使用した鉄板何とか、防音擁壁というか、そういうものなどを入れての計算なので、見積もり一発幾らと書いてある会社もあれば、いろいろな細目を書いて、これだけですよというのもありますので。なるべく私どももいようにしてあげたかった。でも、青天井は後で怖いです。あともう一つは、固定資産を掛けている面積と、実際の建物面積に誤差があるのですよ。すべてではないのですけれども、それも、うちは今3人いるのですが、3人が現場に出たりしていたものですから、基本的な町の考えは、実際につぶしたのだから、実際の面積にしましょうという考えで、合わないところはすべて回りました。コンクリートはほとんどはがしてないですから、大体、間口の大きさとか、出っ張り具合がほとんど分かるのです。それを計って、平面図を起こして、それで面積計算。特に蔵は、もともと何の出っ張りもなく四角くて、入り口の所に下屋というか少し出ているのです、1間半ほど。それが全部、固定資産の台帳には載っていないのです。私たちはとま屋と言うのですけれども、こういう棟があったら、入り口の所で手前に屋根が出ている部分。あの部分は、蔵に限って言わせていただくと、固定資産台帳には載ってこない面積なのです。その部分は台帳に載ってなくても、実際は壊された部分なので、そこは面積にカウントしました。それは、面積からいくと蔵はほとんど合わなかったですね。

固定資産台帳との不一致

[S 氏] 何件かは固定資産にも載っていないのです。建物そっくり一つが登録されていない。それもやはり現地と写真で判断して面積計算ですよ。特に建物は間口の改造等は分かるのですけれども、町うちは奥が長いですね。奥で何を建てていても、税務課の職員は分かりませんので。3棟の蔵があって、その上からまた屋根をかぶせてしまったと。全部一つにまとめてしまった。登録上は3棟になっているけれども、見掛けは1棟というもありましたね。

仮置き場受付の終了

[S 氏] 11月末で閉めさせていただいて、特別な理由のある方には11月末までと。個別に聞きまして、それで搬入許可を出したのに関しては11月末までやらせていただきました。11月というか、10月ごろからほとんど搬入はなかったですよ。やはり駆け込みというのはどこでもあるので、閉める前はちょっとありましたけれども、ほとんど11月ごろ、10月ごろかな、もうほとんどな

かったですね。大体、最初の夏以前は瓦屋さんに頼んでいても、大工さんに頼んでいても、なかなか来てくれないという修繕の部分ですよね。込んでしまって、来ないから直せない。ただ、除去というか修繕で出てきたごみが出せないというので何とかしてくれというのはありましたけれども、家を除去するので業者さんが来ないというのはなくなりましたので。あともう一つは、仮置き場を3月で閉めたいというのがありましたので、それからいくと11月で締めて1月が限度だろうと。

c) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度利用世帯

専門家への相談

[N氏] しばらくたってから、Iさんに言ったのです。役場の応急処置の費用が出るが、50万を超えて百何十万かかるので、あとは自分で、半分は自分で出さないと駄目だと。ただIさんはみんなが依頼してきているので、うちのは何番目、4番目か5番目か。何かその順番が来るのが、すぐに来られないと。まあそうですね。みんな順番に回っているの。その応急処置という格好で、一応Iさんにしてもらいました。だから応急処置のままというとおかしいですが。でも本当に直すという形では直していません。この前、屋根の方をしたのは、だいぶたってからですから。ついこの前、夏にやったので。今の屋根の方は。その時は棟瓦を全部替えました。もう結局、あちこち行って。棟瓦をやっても、結構かかると言っているの。そうしたら業者が結構安くするというので。それなら全部替えるかということで、一応全部替えてもらいました。

商工会からの支援

[N氏] 半壊か全壊の人に限るのですが、店舗部分の補修に対して補償があるといったので、ではそれを受けるかと。うちは店舗併用住宅なのですが、店舗対象ということで屋根だけ修理というのはまずい、そのようなものは通らないというので、仕方ないということで車庫にしている部分の壁も全部替えたということにしたらどうかということで申請しました。

支援の情報の入手

[N氏] 商工会広報みたいなものが来ました。この制度を利用したい人は申し込んでくださいということになって。ただ、商工会へ行かないと、書類はないのです。だから商工会へ行って、書類をもらってきて、それに書いて出すという感じです。広報を読んだだけでは、何が書いてあるのかは、分からなかったです。一応ただ、補助金が出るというだけで、それは借りられるという格好かなと思っていました。補助金が出るというものの、ただそれは貸してくれて、要するに利子は要らないと。その代わり、もちろんお金は借りるだけで、払わないといけないと。それかなと思っていました。そうしたら商工会の人が、「いや、Nさん、そんなではなしに、こんなのを今やっているの、半分補助してもらえるので、それで直せばどうだ」という話をしていました。それなら申し込もうかと。意外とはっきりと分からない人が多かったのです、実際。商工会がそう細かく説明をしているわけではないので。応急修理については、役場からの広報が来ています。半壊の世帯が対象となります来てくださいということで役場へ行って。そして、「一応こういう制度が」と。それもはっきりと教えてもらえるわけではなくて、後から後から、「いや、これもできる」とかというわけで、実際にはそれほどはっきりとは。取りあえず「何か出ますよ」というの

は分かったのですが、だから応急修理制度も具体的にどういうふうにするかは分かりません。だから、役場の人の説明も聞いているのですが、実際に申請した人に聞きました。どういうふうに行っているのかと。その後また T さんの所へ行って「これでどうですか」と見積書を提出したら、「いやいや。これはこういうふうに書いてもらって」と言われました。応急修理制度では、あなたに払うわけではなく大工さんに払うと。足りない部分は、あなたが I さんに直接払ってくれと。請求金額は、I さんがどれだけかかったかを役場へ出すという格好になるのでしょうか。

業者の選定

[N 氏] I さんに頼みました。知っているから、昔から。

相談窓口の利用

[N 氏] 2 回か説明会がありました。みんな、説明会に出てくれということで。各町内ごとによって、出てくれということで。それで役場の人が 4~5 人、来ていたかな、対応にね。分かれて順番に、町内の人が結構来ているので。一応半壊以上の人は一応来てくれということで。「ではどこどこを直して、こういうことで」ということで、「これはこうだから、こうしないとこれだけしか出ませんよ」とか。そういう話をここでやっていました。聞いてからしたのですが、役場の方に。こういうものが来たので、こういうふうになるからということで、一応みんなここへ来てくれということで、だからみんな取りあえず 1 回行って、そして「じゃ、申請はどうなるのですか」と言ったら「こうなります」と。はい。それでみんなうちへ帰って、一応こういうふうにしてくれということで申請をして。一遍にすぐに分かるわけではないのですが(笑)、なおかつこっちへ来て聞いてはしていたのですが。そうしてここへ来て、一応大体はこういう、おおむね大体こういうような感じになると。役場としてもはっきりは、では今まできちっとこれだけ決まったということではないのだと。今のきちっとしたこれも、分からないのだと。向こうからきちっとしたものは来ていないので、一応こういうふうな格好になりますよというだけで、ではきちっとして決まったものではないのだと。だからまだはっきりとはしていないという格好でした。それが全部決まるまでというのは、少しはっきりとは分かりません。それで今の 100 万のこの使える部分も、使えるかもしれないしというような。緩和されれば。だから*なかにし*さんか誰か、国の方からで、この部分に対して若干弾力性を持たせて、幾分使えるようにすればどうだという話もあると。もしかしたらこれも使える、一部使える場合もあるというような話をしていました。途中から駄目だと。そういう話もあって。ではきちっとして決まっているのかということ、まだそれほどはっきりとは決まっていません。だからそれに対して、あとは融資の方も受け付けしていると。200 万か 300 万を 2 年間据え置き融資をしますよと。それは簡単に出るので、手続をしてもらえば、それはもう自分で借りるという格好ですよ。それは完全に借りるのですが、そういう融資分もありますからという話は出ていました。別にそこまで使って(笑)、そこまでやるということでもないなと思って。だから一応 150 なら 150 出れば、それなりにではやっていくかということで。

補修方針の決定

[N 氏] 全部というわけにはいかないの、ぼつぼつとです。今の場合はもうこれでいいかということで、このままにしているのですが。それなりにそこそこ直しましたし。屋根の部分も少し

ずれた、今言った赤土がなくなっていたので、それを直さないといけないと思っていたのを、今回直したので。あとは壁の周りを直して、こういうふう。そして2階の方も個人的にかすがいで、少しずれそうなところを自分で一応ばんばんと打っています。それを打ったのは、本当に余震があまりにひどかったもので、まずいなと思って。大工さんはすぐに来るわけではないので、それでずっとコメリからかすがいを買ってきては、それでちょっちょつと一応留めていました。別に業者さんがそこに入って行って見ないですから。ゆがみとか部屋の天井、壁、サッシから全部、それはIさんにやってもらいました。それは120~130万ほどかかったのかな。大工さんからサッシ屋さんから全部来て、一応Iさんが総取りみたいな格好になっているので。こっちはIさん任せで、出してしまっているの。Iさんはサッシからペンキ屋から、今のクロスを張る職人から全部あの人が頼んでいますから、それは任せたきり。だからうちらは、部屋中ばさばさになっているので、2階へ上がって2階の方で飯を食べたりしていたのです。1階は、壁を壊すので、泥だらけになっていますから。

[Interviewer] 最初は130万円でサッシまでにしようという話は、どういうふうに決まったのですか。

[N氏] 一応、私が決めました。大体、ここを。どのぐらいかかると起こして、その費用が一応これだけだと。だから向こうは私がこれだけしてほしいということに対して、これだけかかるということを。だから大体やってしまいますよね。一応、柱を起こして修理だとそれなりに直してもらおうということに対して。そうしたらこれとこれと。Iさんにすればきちっと起こして、一応そこそこに元に戻して、今のこういうもの、指物を入れたり、あれを入れたりして、一応最低これだけしないと駄目だということで、ではそれで幾らかかるといことになりました。最低これだけしないと、どうしようもないぞということですよ。本当はもう少しやればやれるのですが、途中で止めているのです(笑)。あとをどうするかと言われて、「いや、これでいい」と止めました。だから本当にもう少しいいのに直せば直せるのですが。きりがないので。第2弾で屋根を全部直して、壁も少し直して。

工事期間

[Interviewer2] 工事期間はどれぐらいかかりましたか。家の中が泥だらけで大変だった期間は。

[N氏] 1カ月近くかかっていますね。あのころはどの時分でしょうか、夏時分かな。やはり6月かそこらか。お盆のときには、一応直って大体いいのになっていました。それから大体1年ほどたっているね。次の屋根をするのに。やはり7月か8月ごろにやってもらったので。7月ごろかな、屋根からあれをしてもらったのは。大体8月の盆のころに、大体。盆の15~16日ごろかに終わったかな。終わったのは大体そのようなものです。盆少し前かな。

業務の集中による価格高騰

[N氏] 忙しいもので、結構高かったらしいです。高い話を言っていました。だから棟瓦でもメーター当たり3万円とか4万円とかというくらい。当時、すぐに来てくれというので。だからそういうすぐに来てほしいというようなところは、やはりそれなりに高かったみたいです。今は瓦屋さん結構暇ですから、以前と比べると今は結構安くなっているとかと言っていました。だから私が言ったのも、結構後から言っているの、それなりに安くなったのかもしれませんが。それで私も安かったの、それなら全部やってもらおうかなと。

継続的な補修

[Interviewer] 今後は、また修理を考えていらっしゃるような部分は、もう一応これで大体完結ですか。それとも今後また、ここを直したいと考えられている部分はありますか。

[N 氏] 部分的には。だからこっちの部屋のところは、何も触っていないので、できれば少し直せればなと思っています。しばらくは、直りませんが（笑）。ここを少し、後で余裕ができればやろうかと思っています。現在生活している所だけは、それで今のところは十分だし、これでいいかなと思って。今は二人で住んでいるので、今のところはこれでしばらくいいわということで。ある程度は直してしまったので。あとはそれほどひどい、特別直すような所は、部分的に少し後ろの方でも直すかなという程度で。それはトタンの張替えをするか、その程度です。あと屋根とかはみんな直してもらったので。確かにこの部屋も、今言ったように、多少ずれはありますが、いっときいいかなと（笑）。

d) 建築業者（補修、解体、新築）

応急修理制度に関する事前知識

[I 氏] それで一応、仕事も手がつかないし、すぐ役場に行ってどうするという話をしたら、一応、応急修理制度というものが適用されたから、その段取りをしてくれと。それで、応急修理制度ってどうなるのか全然意味が分からなかった。どうすればいいのかなと。一応、応急処理で1軒の家に50万円だけ国の方から出ますよという話は聞いてきていたのです。そしたら、僕が事務所にいるとどんどん電話が入るんですよ。ちょうど今、穴水で大工組合の会長もやっておりますので、全部私のところに連絡が来るから。こっち方面はまあ把握できるけど、向こう方面は、いろいろな職人の組合がありますから、そっちへかけてそちらの方で段取りしてくれということ。でも大体、帳面2冊だから50軒ぐらいだったかな。50軒ぐらい、順番待ちしますということで待ってもらったんです。だけど、そんなに私ができるわけがないから、区分けしながら、私は何軒やったのだったか、穴水・門前で12軒かな。応急修理は12軒ほどしました。この応急修理に入る、初回の書類ね。これが難しかったです。まず、見積書を提出でしょう。どう書いていいか分からない。それで、どうするこうすると言って。ちょうど私は県の副会長をしていて、今、組合長をもらっていますが、輪島の市役所のOBとか、建築課長とか、輪島の建築士会の方も入っていますので、知り合いだったから、どうする、こうするという話から、それならCD-ROMを1枚よこすと。それで、それをインストールして、それで応急修理制度のところのあれを出して、それでやっと思積もりをできるようになってきたんです。だから、それまでに1週間以上かかったんじゃないかな。頭に飲み込むまで。書類がちよっと難し過ぎたのです。それで今度は、輪島と穴水と、書類的に多少違うというところが出てきたんです。それで、どうするということになって、最終、あのときは穴水町役場のT君が、自分のデスクのものを入れている、応急修理制度の分類を作ったので、それをくれと言ったのです。そして、それをもらって、ざーっと入れながら、型を一つ作ってしまったのです。そうしたら、それを基にして、上に乗せて、一軒一軒書いていけますから。そういうことで、手書きでしろと言ってもなかなか、書類的にうまく通らないもので、それに全

部して。そうしたら今度はみんな、町の連中の方が書類的に分からないというのは、その書類を「こう書くんだよ」と渡して。それで、大体乗り越えたことは乗り越えたのです。応急修理制度が大体回って、終わって来たころは秋ごろだったね。

被災直後の被災者の動揺

[I 氏] それで一応、穴水の駅前で T さんという家を新築させてもらったんですよ。ちょうど駅前の、駅からちょっと来たところの、左手にある大きな家。あそこの家は全部、現場監督は全部私一人。「あんたの家だから思うようにしてください」と言って、図面見せて。図面を変えながら、住みやすいように住みやすいようにと自分で考えて、「どうや」というのには (笑)。ただ、当初は、動揺してるから、たんす関係は全部捨ててくださいということになったんです。もう頭パニックになってますからね。たんすを開けたら、1 回も通したことの無い着物、上から下までびっしりと、三つのたんすに入っているんですよ。あまりにも、これ駄目だぞということになって、それですぐ、私の相棒のリース会社へ電話して、プレハブの物置を 1 個持ってこいと。それを入れたら、すぐにいっぱいになってしまうので、もう 1 個持ってこいと。それで二つの物置で、古い家の荷物、めぼしいものだけ全部ストックしたのです。やっぱり皆さん動揺してますからね。何も要らない、命あればいいというぐらいだった。だけど、私らが冷静に開けてみると、捨てられないですよ。

解体・新築と補修の選択

[I 氏] それと、私らもやっぱり輪島の建築士会の方から、判定士に出るとよく誘われたけど、判定士に出て、地元において、どうしてもやっぱり直せるものは直すから、全壊とかそんなの張らないですよ。「地元は駄目」と言って出ていなかったのです。どうしてもお客さんの顔を知っていますから。これは直るなど分かっていたら張れない、なかなか。だけどやっぱり、そのときは冷たい気持ちでもうパンパンパンと張っていかなければいけないから。「地元は駄目だからやめてくれ。それよりも、私は防災からいろいろなことがあるから駄目だ」ということで動かなかったのです。そう言っているうちに、金沢方面から、建築組合連合会の方から、一応応援部隊が 10 人ほど、どんと来てくれたので、まあまあ助かったなと思いました。連合会の方と連絡はかなり密に取りましたし、会長以下 5 名ほど家まで寄って行きました。それで、そういう話をしたら「いいよ、いいよ」ということで。私はもう違う方に回るからということで、それで収まったのです。直そうと思えば、十分直せる家だった。建物、瞬間にぐっと建物と柱が開くのです。そうすると、真ん中の鴨居がすぐでしょ。そうすると、柱が丸くなるのです。だから、こちらはもう貫通しですから、貫が外れて下がぐっと開いて。そういうのを見るとお客さんにすれば、「ああ駄目だわ。これはつぶさない」と簡単に言うんだけど、私らは多少金をかければ直るなど思うのがものすごくありました。だから、今ここにプレハブが建っているけど、この家の中も全部入ってみたけども、「父ちゃん、これだけなら金を、案外かけなくても直すよ」と言ったけど、父ちゃんが何を思ったか、全部つぶしてしまったのです。そんな家がいっぱいありました。だから、穴水、輪島、門前で、地震があつて一番早くつぶして、なくなったのは穴水でしょう。「待つて」と言っても駄目だったもんね。それで、輪島と門前と話をしながら、ある程度の期間、触らせなかったんです、建物を。もう張ったまま。穴水は

もう、むしろでもつぶしたのだから、何でこんなに急ぐのかなと思った。これはもう、実際的にはそう思ったね。何でこんな急ぐのかなと。隣の人がつぶして、家も傾いているからと、連鎖反应的にばたばたっといったのだろうね。行政で、ここに廃材置き場がせつちされるかされないかぐらいで、もうどんどんどんどん入れていたからね。

業者さんの混雑状況

[I氏] それと、地震になって感じた、この子は頭がいいのか、切れるのかと思ってびっくりしたのが穴水で1軒ありました。皆さん地元の大工さんに電話するでしょう。その子は、金沢の建築士会へ電話したのです。そしたら、建築士会へ電話したら、士会からうちへ来てしまったのです（笑）。係になっていますから。「穴水ならIへ言え」と、来てしまったのです。すると、私も嫌とも言えないでしょう。それで、若い衆をみんなあっちこっちへやっていたので、私が行って直してきましたわ（笑）。「いや、おまえは頭のいい子だな」と私は言っていたのです。機転が利いたということでしょうね。ここなら、やはり地元だから、輪島へかけるかしかないのだから。輪島もいっぱいでしょう。そうしたら全然動いてくれない。対応してくれないでしょう。県の士会の方へばこーんとやってしまった。そうしたら県の士会で名簿を見れば、穴水にはうちが出ているのは分かっているから、「Iさんに回します」と、うちへ電話かかってきて「見てやってください」と言うのです。そうしたら、嫌もいいもない、行かなければどうしようもない。

地元業者の立場

[I氏] やっぱり地元において、でたらめなことでもできないですよ。1回切りの仕事ならね、どうでもいいというようなものだけど、地元において、どうなってるんだと言われたら意味ないから。建てたらやっぱり私は生涯の建物だなと思っていくから。やっぱり、おかげさまで、建てた家とけんか別れしたことはないから。常にどこへ行っても、親せきみたいに入っていけるからね。その代わり、忙しくて「来い」と怒られることもあるけど。まあ、それが良かったのか、どうなのかねえ。私は職人冥利に尽きるかなと思っています。だから、娑婆中のことが入ってるから、ひどくてどうもならん。仕事している間がない。若い衆に仕事をあてがって段取りしていくのがひどいときがある（笑）。

見積りの手間の重要性

[I氏] お客様の言うのは、昔からの職人の世界というのは不思議なもので、「坪幾ら」というのです。でも、この「坪幾ら」というのは一番恐ろしいです。そうでしょう。「坪幾ら」といわれても、何を見てあって、何があって何がないのか分からないですよ。そうでしょう。私は一応見積もるときに、ナショナルのこういうもので全部明記しながら入れていくのです。だから、トラブルがない。お客様が見ていて、「おお、これ付いてないぞ」といわれても、困る。そうでしょう。だから、見積もりになると、やっぱり大きな建物なら1週間ぐらいかかりますよ。見積もりを作るだけで。それで、事務所にいと遊びに来るでしょう。だから最近、消防の小屋へ行って図面を広げて細かく拾って、それで家へ来るのです。そうしないと気が散ったら、できないんですよ。もう、こもるんです。今、まあコンピューターというものがあるから、打っていけば、きれいな字が出てくるで

しょう。私らは分かればいいんだから、ざーっと要るものだけ書くでしょう。それで、あとは単価を向こうへ出せば来るから。それで、きちんとしたものを出して、契約書を交わして、それで何回で払いますかという話から、全部私は話を済ませてから造るのです。トラブルはないです。それで、「お客さん、これ入ってないからね」、「こんなのにしてよ」と言ったら、「これ入ってないんですよ。うたってないでしょう」と言えますね。他の業者さんではどんぶりのところもあります。うちも、3～4軒やられているだろう。要するに、20万円ほどの見積書を提出しますよね。「I、幾らかかった？」と、お客さんがそれを見せるんですよ、また。そうしたら、総金額から100切ると言えば、それで飛び付くでしょう。

補修を同時進行させる難しさ

[I 氏] 堅実に動いてるということは何かというと、お客さんだっけ早く直してほしいのです。2～3軒掛け持ちすれば、今日はここへ行った、ここへ行ったといっていれば進まないのです。それなら、ここを済ませてここへ行って、これが済んだらここへ行くと言ってくれた方が、お客さんが気持ち的に空けられる。1週間なら1週間ぼーんと思いつてくれればね。そうでしょう。手をつければ、お客さんが逃げていかないのは分かるよ。分かるんだけど、早く済ませてほしいというのばかりだから。私は絶対、2軒手を付けない。そうしないと、いろいろなことが出てくるのです。「あっちの家へ、うちの余った材料を持っていった」とか、そんなことも出てくるのです。それで今度、流しでも業者を呼ばないで自分で付けると、すんなりいってくれればいいけどクレームがついた場合、「大工さんが付けたから傷んでいた」とか、必ずこうなるのです。だから、流しとか風呂とか設備的に金額の張るものは、全部業者を呼ぶのです。一応、箱に入ってくるけど、運んでいる途中で傷がついたり、引っ込みがあったりするんです。問屋に対しても嫌でしょう。それを専門にしている連中は、「傷んでいた」と言えば問屋はぼーんと替えてくれる。そういう関係上、極力、できることはできるけれども、しないようにしていることもあるのです。みんなと仲良くいかなければ、職人の世界はいっぱいあるのだから。

外部からの業者の応援

[I 氏] 業者は金沢から、たくさん入った。穴水も入ったし、輪島、門前へ、金沢から、小松から、かなり入りました。だから、門前は一応その業者が、門前町の担当者が仕切って、門前の大工組合というか、輪島の大工組合が仕切って、金額も決め、振ったのです。単価はもう、べらぼうに上がったもの。こんなものでは駄目だと言って、ぼーんと決めて、収めてしまったのです。そうしたらそこへ行って、これだけですと出して、みんなと照らし合わせて、これだけしか駄目ということにして。県の連合会の連中が出張ってくれたからね。あの連合会がやっぱり良かった。瓦屋なんて、独特の読み方だからね。瓦の坪数は。その瓦屋ごとに坪数の読み方が違うのだから。うん。私らが見積もりするときは、瓦の延べ坪を見て、それに約3倍を掛けて金額を放り込むのです。だけど、その会社によって3.5倍というのもいるし、3.2倍というのもいるし、2.8倍というのもいる。だから、それを一律に連合会がきちんとしてくれたから。穴水に入ってくる者はほとんどトラブルがなかったけどね。

応急修理の書類事務

[I 氏] 被災者は、書けない。私らでさえ、難しかったもの。そうしたら穴水で9軒か10軒して、そうしたら門前の町の役場から電話かかってきて。「Iさん」って言うから「何ですか」と言ったら「門前に3軒出てますけど」と。「わしは門前までは行けんよ」「だって書類に書いてあるもん」と。それで門前に行って、書類的に一緒か見て、一緒だったもんでだ一っつと作って出したら、すつと通ったから。「あんたにやっつとけば安心できるわ」と言ったから、「たまらんぞ、門前まで」と言ったけど、とうとう3軒してきた(笑)。

価格高騰の防止

[I 氏] 最初は、高めの費用請求がちょっとあったのです。それで、輪島の建築士会、大工組合が、一丸となって防止したのです。まず組合を通しなさいと。それで、組合を通して話をすると、やっぱり無理は分かるから。地震の後、2~3週間たってから落ち着いてきたら、われが先、われが先といって、もう取り合いだったね。それで、ちょっとつながりがあればもう、だ一っつと入って自分で電話して。小松から金沢の連中に電話して、もうどんどん呼んだ。そんなことしたらもう、好き勝手だからね。こんなのでは駄目だと、ぱーんと1回止めたんです。穴水も2~3軒来たけど、私がちょうど県の役員をしていたので、「Iさん回って見てやっってくださいよ」と。そしたら、「誰が行ってるんだ」と言ったら、ちょうど七尾鹿島の組合員と、金沢の方の組合員だったので。顔を知ってるから、遊びがてらに回って行って、お客さんと話をしていれば、「安心したわ」と言ってくれるから。それで、後で礼状も来てました。

やっぱりおかげさまで県の副会長をさせてもらってから、石川県の組合の方々の顔を覚えられただけ良かったよ。それまでは、こっちの地元において、「県の連合会って何をしてるんやろ。金を取るだけだな」ぐらいだったのです、実際のところ。でもやっぱり中へ入って見て、ああひどい、苦勞してくれたんだなと分かった。それで、2年間副会長をさせてもらって、監査を2年させてもらって、相談役から、10年、県から離れなかった。それで今また、穴水の組合長をもらったら、早十何年離れられないよね。だから県の事務員とは顔が一つ一つ分かる。

補修業務の集中

[I 氏] 日も少ないのに、12軒も対応しないとイケない。それも、皆さん待ってるんだから。何かしなくてはならないと。だからもう、がむしゃらでしたよ。だから今ごろになって落ち着いてから、「またもう一回地震があれば仕事があるのにな」という者がいるけど、「二度と要らない」と私は言います(笑)。こんなひどいもの。1カ月たつたたないかぐらいだったかな。体調を崩しました。だって、コンピューターにあんな1週間も10日も向かうことはないからね。睡眠時間は、まあ6時間は取っていただろうと思うけど。普段よりは短くなった。大体8時間は十分寝ているんだけど、あのときはやっぱり6時間ほどだろうな。打ち合わせばっかりだからね。それと、「あっちの家、見てくれ」と言えば、写真を撮ってこなければいけないし。1軒で済まないからね。

応急修理の完了期限について

[I 氏] あれもね。県がうたった時点で、ここまですよとうたった時点で、もう全部、書類は全部出ておりましたから。でもちょっと短かったかなと思うけど。普通一般のところよりも、かなり長く延ばしたという話らしいけど。あんな短い期間で、本当はできるわけがないと言われていたんだけど。

業者さんの不足

[Interviewer2] 業者さんの的には、どういう業種の方が一番人手が足りませんでしたか。設備とか。

[I 氏] まあ一番、大変だったのは壁屋じゃないかな。それと、設備。もう配管がパンクだからね。それと緊急で仕上げるから、板金屋さん。もう壁を塗っている時間がないから、板金で収めていくから。

2) 生活再建支援制度の締め切り設定が被災地内の道路負荷等に与える影響の評価モデル

以上のインタビューの結果から、災害救助法における応急修理制度、災害廃棄物処理等の被災地の復旧支援制度の申請締め切り時期の設定が、その後の申請受付業務、業者による工事量の時間変化、被災地内に流入する車両数等に与える影響を分析するための簡易モデルを構築した。以下がそのモデルである。このモデルでは、住民、行政、業者の3者が、応急修理制度の完了報告までに、何をしなければならないかを示している。このモデルから言えることは、生活再建支援制度を利用して補修を行う際には、工事の前までに、制度の周知、制度の理解、工事単価の統一、再建方針の確定、業者の選定、見積書の作成、見積書の確認と工事の承認という、リードタイムが避けられないということである。インタビューの結果からも、三者とも制度の内容を知らない状態から、制度運用が立ち上げられており、その周知・理解が進むこと自体に時間を要する。補修をする際には、できるだけコストパフォーマンスの良い補修を行うため、ある程度まとまった規模での補修を希望する世帯は少なくない。その場合、再建方針が固まるまでに時間がかかることになり、工事完了期限が決められた中、工事そのものにかかる時間はさらに限定される。また工事が完了後も、報告書を作成する時間が必要となる。このことからだけでも、災害救助法に定められている1ヶ月という工事完了報告期限で、実効的な運用が可能な災害の規模は、極めて限定されていることが分かる。

これに加え、完了報告期限があるために、工事が、被災地内及び周辺の限られた業者に集中する。業者は、工事そのものに加え、住民との相談・打ち合わせ、書類作成に忙殺される。行政も住民・業者への説明、提出書類の確認業務に追われることになる。大川内(2008)によれば、中越地震の際の小千谷市では、応急修理制度に対し申請資格のある世帯はほぼ全部が申請を行っている。よって、申請資格のある世帯数、相談業務、書類確認業務を含めた工事着手までの平均的なリードタイム、一業者が一戸あたりの補修に要する平均的な工事日数、1工事あたりに要する平均的な車両数が分かれば、設定された工事完了期限までの日数に対し、集中する発注件数、それを処理するのに必要な業者数、職員数、被災地内に流入する車両数、を算定することが可能となる。被災地及び周辺の業者数、職員数と比較することにより、どれだけの外部からの応援業者、職員が必要となるのかが分かる。また、逆に、締切を延ばすことによって、書類業務、工事、車両の集中や、応援職員・業者への対応をどれだけ緩和できるのかを、算定することが可能となる。

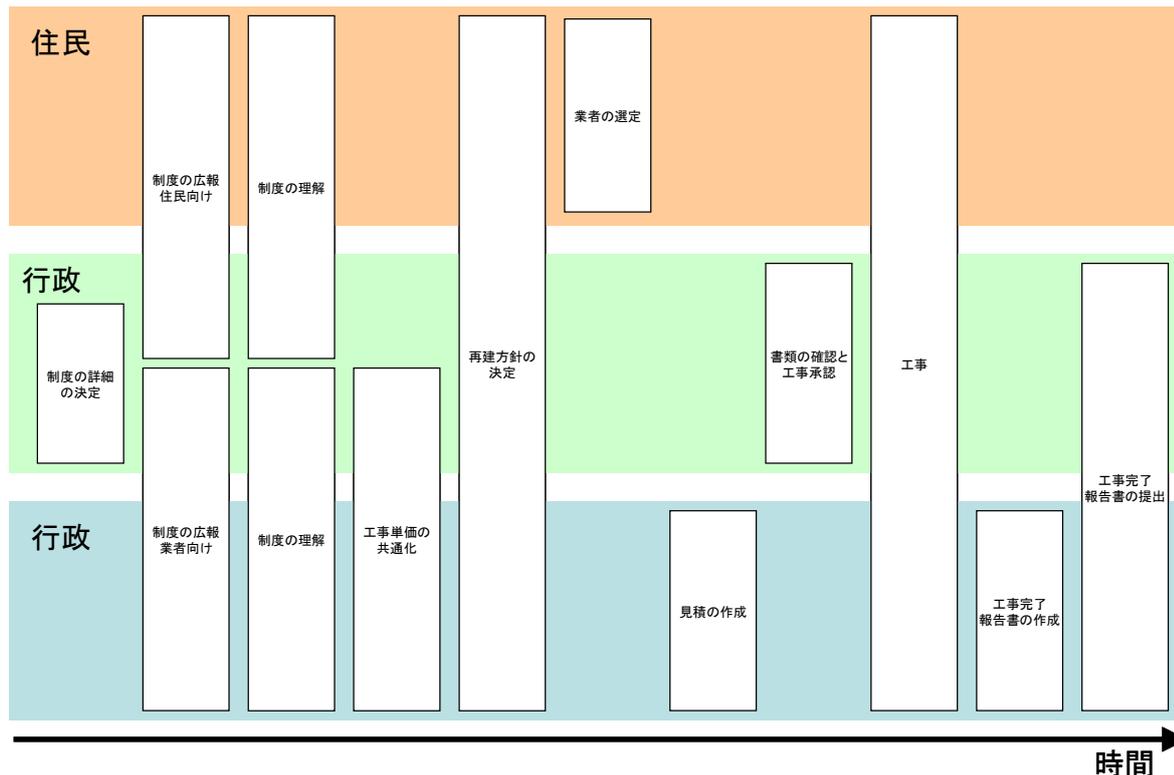


図1 応急修理制度等の申請締め切り時期の設定が、その後の申請受付業務、業者による工事量の時間変化、被災地内に流入する車両数等に与える影響を分析するための簡易モデル

(c) 結論ならびに今後の課題

本業務では、復旧期において道路交通網に対し負荷をかけるような生活再建支援業務を中心に業務担当者、住民に対してインタビュー調査を実施した。これらのインタビュー調査から、首都圏直下地震のような大規模災害においては、災害救助法において工事完了期限が原則1ヶ月と定められている応急修理制度の完了報告書提出の締切設定が、行政の応急修理制度への対応業務の集中、限られた建築業者への応急修理工事の集中、域外業者の流入、工事価格の高騰を左右し、ひいては、市中の工事車両の集中を招きうることが確認された。この結果を踏まえ、災害救助法における応急修理制度、災害廃棄物処理等の被災地の復旧支援制度の申請締め切り時期の設定が、その後の申請受付業務、業者による工事量、被災地内に流入する車両数等に与える影響を分析するための簡易モデルを構築した。このモデルを用いることで、応急修理の期限の設定によって、各種の集中をどの程度軽減できるかを検討できる。

今後は、高島（2008）等によって記録されている、実際の災害における工事着手までのリードタイム、1工事あたりに要する平均的日数、車両数等を用いて、実際に首都圏直下地震において、いくつかの工事完了期限設定シナリオに対して、業務、車両の集中がどの程度発生するかをシミュレートする必要がある。財団法人国際交通安全学会（1998）²⁾は、阪神・淡路大震災におけるライフライン復旧、災害廃棄物処理を目的とした車両数の流入を算定している。当時は、住宅応急修理制度が大規模に運用されなかったため、応急修理制度による車両流入量の算定は行われていない。応急修理制度は、各種生活再建支援制度の中で、原則的に定められている申請期限がもっとも短い制度である。締切の延長は制度の中で認められているものの、その設定いかんによって

は、被災地に対して業務と車両の無用な集中をもたらさうる危険がある。応急修理制度等の現物支給型の支援制度の締切が、被災地にどの程度の影響をもたらす可能性があるのか、今後評価する必要がある。

(d) 引用文献

- 1)大川内広樹，住宅再建における住宅応急修理制度の役割分析－新潟県中越地震における小千谷市の事例－，富士常葉大学大学院環境防災研究科修士論文，2008.
- 2)阪神・淡路大震災の実態調査に基づいた震災時の道路交通マネジメントの研究，財団法人国際交通安全学会，1998.
- 3)高島正典他，穴水町被災者生活再建支援業務における「くらしの再建カルテ」の試み，地域安全学会論文集，No.10，pp.261-269，2008.

(e) 学会等発表実績

学会等における口頭・ポスター発表

発表成果（発表題目、口頭・ポスター発表の別）	発表者氏名	発表場所（学会等名）	発表時期	国内・外の別
なし				

学会誌・雑誌等における論文掲載

掲載論文（論文題目）	発表者氏名	発表場所（雑誌等名）	発表時期	国内・外の別
なし				

マスコミ等における報道・掲載

報道・掲載された成果（記事タイトル）	対応者氏名	報道・掲載機関（新聞名・TV名）	発表時期	国内・外の別
なし				

(f) 特許出願，ソフトウェア開発，仕様・標準等の策定

- 1)特許出願 なし
- 2)ソフトウェア開発 なし
- 3)仕様・標準等の策定 なし

(3) 平成 21 年度業務計画案

なし